

4月から子どものための手当の 制度が変わります

問い合わせ こども家庭課 ☎229-3155 📠229-3451
または各総合支所市民福祉課(福祉課)

4月分から、子ども手当は「児童手当」に変わり、
6月分からは所得制限が導入されます。

支給内容

対象 中学3年生まで(15歳になった日以降の
最初の3月31日まで)の児童を養育している人
※昨年10月分から新たに子ども手当の受給対
象となった人も含みます。

支給額(児童一人当たりの月額)

対象となる児童	4・5月分		6月分から	
	所得制限 なし	所得制限限度額 未満の人	所得制限限度額 以上の人	
3歳未満	1万5,000円	1万5,000円		
3歳以上 小学校修了前	第1子・2子	1万円	1万円	5,000円
	第3子以降	1万5,000円	1万5,000円	
中学生	1万円	1万円		

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人以上	1人につき38万円を加算	—

※所得には老人扶養や医療費控除など一定の控
除があります。

支払時期 原則として、6月、10月、翌年2月にそ
れぞれの前月分までを支給

手続の方法

■平成24年3月末日時点で子ども手当を受給し
ていた場合

新たに申請する必要はありません。6月上旬に
送付する「現況届」を6月中に提出してください。

6月中に必ず現況届の提出を

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」
を送付します。現況届は、6月1日の状況を届け出
ることで、児童手当を引き続き受けることができ
るかどうかを確認するためのものです。提出がな
ければ、6月分以降の児童手当が受けられなくな
ります。必ず期限までに提出してください。

提出書類

津市から送付する「現況届」に、次の必要書類
を添付して提出してください。

- 厚生年金などの加入者は健康保険被保険者証
などの写し(加入保険の種類によって、勤務先
でもらう年金加入証明)
- 今年1月2日以降に転入した人は、前住所地の市
区町村長が発行する平成24年度所得課税証明書
- その他、必要に応じて書類を提出

提出期限 6月29日(金)

■出生、転入などで新たに受給資格が生じた場合

児童手当を受給するには、こども家庭課または
各総合支所市民福祉課(福祉課)、各出張所(アス
トプラザオフィスと久居駅前出張所を除く)に事
由の発生した日の同月内または15日以内に申請
が必要です。(公務員は勤務先で手続きしてくだ
さい。ただし、独立行政法人などに勤務している
人は津市に申請が必要です)

申請が遅れた場合、さかのぼって手当を受ける
ことはできませんのでご注意ください。

認定請求に必要な書類

- 請求者の健康保険被保険者証の写し、または年
金加入証明書(国民年金に加入している人は不要)
- 請求者名義の銀行などの口座番号が分かる通
帳やキャッシュカードのコピー
- 今年1月2日以降に転入した人は、前住所地の市
区町村長が発行する平成24年度所得課税証明書
- その他、必要に応じて書類を提出(児童と別居
している場合など)

変更のときは届け出を忘れずに

次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- 他の市町村に住所が変わるとき
- 子どもが生まれたときなど、児童の数に変更が
生じたとき
- 児童の面倒をみなくなったとき
- 婚姻などで生計の中心者が変わったとき
- 公務員になったとき
- 単身赴任などで児童と別居することになったとき

昨年10月～3月までの子ども手当の 申請期限を延長

昨年9月末日時点で津市から子ども手当を受
けていた人で、昨年10月～3月までの子ど
も手当の申請をまだしていない人は、必ず9月
末日までに申請してください。郵送の場合は9
月30日(日)消印有効、窓口への提出は28日(金)
までです。10月以降に申請した場合は、さか
のぼって受け取ることはできません。